

第3期新見市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 策定の趣旨

子ども・子育て支援事業計画は「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的、総合的に提供するため、5年を1期として市町村に策定が義務付けられた計画です。

本市では、国の指針※に基づき、令和2年に「第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し「家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち」基本理念とし、家庭や地域、子育てに関わる施設、企業、関係機関が連携しながら様々な子育て支援施策を実施することにより、安心してゆとりある子育てができ、全ての子どもが心豊かで健やかに育つまちを目指して、様々な取組を推進してきました。

この度、第2期計画期間の満了に伴い「第3期 新見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、施策の点検、評価結果や新たな課題等を踏まえ、今後の取組を見直し、令和7年度からの計画を策定します。

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」（抜粋）

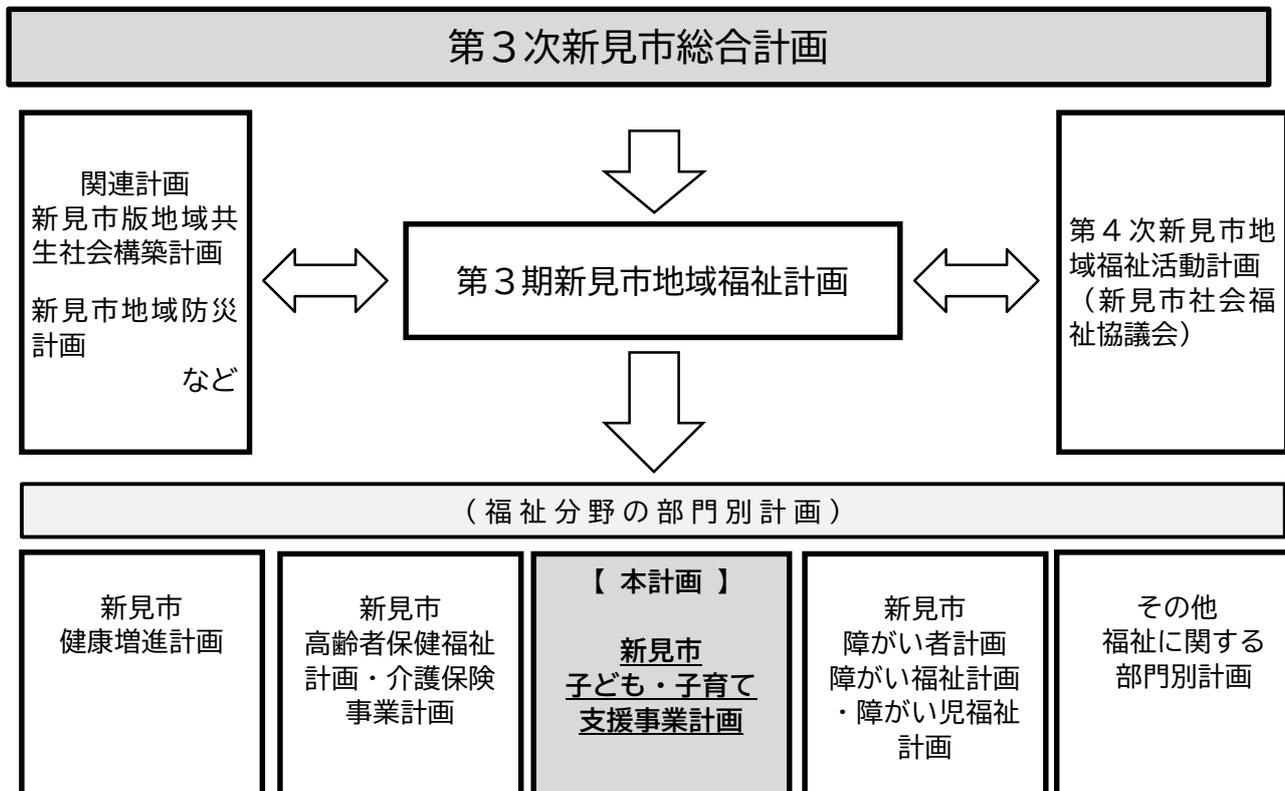
（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

2 計画の位置付け

本計画は、本市の市政運営の指針となる上位計画「第3次新見市総合計画」の方針に沿って、関連する他の部門計画との連携を図りながら、子ども・子育て支援施策を推進するものです。



3 計画の期間

本計画の推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

4 計画の策定方法

(1) 新見市子ども・子育て会議における協議及び市民意見の反映

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「新見市子ども・子育て会議」における審議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施します。

(2) アンケート調査の実施

本市在住の子育て中の保護者における、教育・保育施設、事業の利用状況や子育てに関する意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として「新見市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（アンケート調査）を実施しました。

	就学前児童	小学生
調査対象	市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭	市内に居住する小学1年生～3年生の子どもがいる家庭
調査方法	郵送配布、郵送回収	
調査時期	令和6年2月～3月	
回収結果	配布数 586 件 有効回収数 487 件 有効回収率 83.1%	配布数 450 件 有効回収数 358 件 有効回収率 79.6%

5 子ども・子育て会議の開催について

令和6（2024）年度における、子ども・子育て会議の開催時期と協議事項は、現段階では次のとおり予定しています。

	開催時期	主な協議事項
第1回	7月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新見市子ども・子育て会議」及び「第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画の概要」 ・ 第2期新見市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 ・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ・ 第3期新見市子ども・子育て支援事業計画の策定について
第2回	11月頃を予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書の素案について ・ 事業量の見込みについて
第3回	2月頃を予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案の最終確認について